

activity centre ANDOOR レンタサイクル利用規約

本規約は、activity centre ANDOOR（以下「店舗」といいます）のレンタサイクルを利用するお客様（以下「利用者」とします）に対して適用されるものとします。なお、この規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。

第1条（目的）

本店舗は、更別村を拠点にスポーツサイクルをとおして十勝の魅力を発信するとともに、サイクリングを楽しむ利用者へ、快適な休憩スペースを提供するための施設です。

第2条（利用資格）

レンタサイクルは、次の各号の全部に適合する利用者のみ、利用することができます。

- (1) 本店舗の趣旨に賛同し、本規約およびその他の交通規則等を守ることができる方。
- (2) 店舗からの連絡が可能な携帯電話番号を所有している方。
- (3) 貸出日に身分証明書を携帯しており、店舗スタッフに提示することができる方。
- (4) スポーツサイクルの利用に耐えうる健康状態の方。
- (5) 酒気を帯びていない方。
- (6) 反社会的勢力等の関係者でない方。
- (7) 18歳未満の場合、貸出期間中、親権者または18歳以上の方（以下「保護者」といいます）が同伴できる方。もしくは利用申込に際し、保護者の自筆署名の同意書を提出し、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うことができる方。
- (8) 過去にレンタサイクル費用の滞納がない方。
- (9) その他、店舗が利用に適すと判断した方。

第3条（利用申込み）

利用申し込みは下記のいずれかの方法で行うことができます。

- (1) 店舗で申込み
- (2) 電話予約
- (3) FAX 予約
- (4) Eメール予約

第4条（予約）

1. 利用者は、貸出希望日の前日営業終了時間(17時30分)までに前条(2)から(4)の方法で、事前予約を行うことができます。
2. 予約の際は、使用者の氏名と年齢、電話番号、希望するレンタサイクルの種類、貸出希望日時等をお伝えください。貸出状況によってご希望の車種を貸出しできない場合があります。
3. 予約なしでも当日の貸出しは可能です。ただし、事前予約の利用者を優先させていただきます。
4. 貸出日当日、予約時間に遅れそうな場合は、予約時間になる前に店舗まで電話連絡をしてください。

第5条（予約のキャンセル）

1. 利用者は、貸出希望日の前日営業終了時間(17時30分)までに店舗へ電話することで事前に予約をキャンセルすることができます。
2. 事前の連絡がなく、予約時間から1時間が経過した場合、自動キャンセルとなります。

第6条（利用時間）

1. レンタサイクルの基本利用時間は、9時から17時までとします。
2. 店舗の営業時間は8時30分から17時30分までとします。ロッカー、手荷物預かり、シャワーのご利用も営業時間内のみとさせていただきます。

第7条（利用料金）

区分	半日 (4時間)	1日 (8時間)	1泊 17時～翌9時 左料金にプラス	超過料金 1時間につき 左料金にプラス
ロードバイク クロスバイク E-Bike	2,000円	3,500円	1,000円	500円
折りたたみ自転車	1～3時間まで300円/時間 4～8時間まで200円/時間			3時間まで300円 4時間以降200円
レンタサイクル運搬	1,000円 ※エコバスセンターりくる及び帯広空港のみ			
乗り捨て	1,000円 ※提携拠点のみ利用可能			
コインロッカー 手荷物預かり シャワー	小型サイズ 200円/日 1個につき 300円/日 1回につき 200円/回			

※ ヘルメット・鍵、損害保険料はレンタル料金に含まれています。
※ 利用料金は前金とさせていただきます。超過料金等は返却時お支払い下さい。
※ 返却予定時間以前に返却しても返金は致しません。
※ 消費税込の料金です。

第8条（貸出商品の返却及び貸出期間超過）

1. 利用者は、貸出商品を返却予定時間までに店舗に返却してください。
2. 貸出商品は、貸し出したときと同じ状態で返却してください。異常または故障した場合は、速やかに店舗スタッフにお伝えください。
3. 返却予定時間を過ぎそうな場合、速やかに店舗まで連絡してください。返却予定時間を経過しても、利用者からの連絡がなく返却がない場合は、電話・郵便・電子メール等で確認させていただく場合があります。なお、連絡なき場合は別途違約料金が発生します。

4. 貸出期間を超過して返却した場合、利用者は別途定める超過料金を支払うものとします。ただし、営業時間を超える場合は1泊料金をお支払いいただき翌日9時までに返却してください。(状況により延長をお断りする場合がございますので、ご了承ください。)
5. 返却遅延により次の申込者が使用できない等、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

第9条 (貸渡契約の成立)

1. 貸出商品の貸渡契約は、店舗が貸出料金を受け取り、利用者に貸出商品を渡したときに成立します。
2. 事故盗難その他、店舗の責によらない事由により、利用者が予約した貸出商品を貸し出すことができない場合には、店舗は利用者からの予約への承諾を取り消すことができるものとします。

第10条 (利用申込の無効)

店舗は、利用者が貸出期間中に次の各号の一に該当したときは、何らの通知をすることなく利用者からの申込を無効とし、直ちに貸出商品の返還を請求することができるものとします。この場合、第7条の店舗が受け取った利用料金は一切返納いたしません。

- (1) 本利用規約に反する行為を行ったとき。
- (2) 第2条に該当しなくなったとき。

第11条 (故障・破損)

1. 貸出商品について故障または破損した場合は、直ちに運転を中止し店舗まで連絡しスタッフの指示をお受け下さい。
2. 利用者の責に帰すべき事由により、貸出商品を故障または破損した場合、修理代金をお支払い頂きます。
例) パンク修理(チューブ交換)…一輪 1,500円
3. 店舗が貸出した修理用キットで利用者が修理した場合、実費精算とさせていただきます。
4. 走行不能の場合は利用者ご負担でタクシーレスキューをご利用下さい。

第12条 (盗難・紛失)

1. 盗難または紛失があった場合、速やかに利用者から直接警察へ届出て下さい。受理番号と状況を店舗まで連絡してください。
2. 利用者の責に帰すべき事由により、貸出商品を盗難または紛失した場合、同じ商品の購入費を負担して頂く場合がございます。
3. 鍵を紛失、破損された場合は、交換料として実費をお負担頂きます。

第13条 (事故)

利用者は、利用中にレンタサイクルに係る事故が発生した時は、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

1. 貸出時間中に事故にあった場合、速やかに店舗まで連絡し、指示を受けてください。
2. 必要な場合は、警察に連絡する等、法令で定められた処置を利用者自身で行って

ださい。

3. 利用者の責に帰すべき事由により店舗または第三者に損害を与えた場合、利用者はこれを賠償するものとします。
4. 当運営事業所が加入している保険の補償範囲内で補償致します。保険会社の調査に協力し、必要な書類を遅滞なく提出してください。
5. 事故についての示談等が必要な場合には、利用者自らの責任で行って頂きます。店舗および各運営事業所は、事故についての一切の責任を負いません。
6. 利用者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。

第 14 条 （禁止行為）

1. 利用者は、貸出期間中、レンタサイクル申込書に記入した使用者以外の方に、貸出商品を使用させてはいけません。
2. 利用者は、貸出期間中、次に定める禁止行為を行ってはいけません。
 - (1) 無謀な運転、酒気帯び運転、その他交通規則に違反する行為。
 - (2) 危険箇所、不適当な場所または方法での使用。
 - (3) 歩行者等の通行障害となるような行為。
 - (4) 貸出商品の構造・装置等の改造および変更。
 - (5) ヘルメット無着用での走行。
 - (6) その他、法令諸規則に反する行為。

第 15 条 （休憩スペース、手洗いスペース、シャワールーム、ロッカーの利用方法）

1. 店舗内の各設備について、マナーを守り適切に使用してください。
2. シャワールーム、ロッカーは貸し切り営業や混雑時は使用をお断りすることがあります。
3. 手洗いスペース、シャワールームは、清潔に使用してください。
4. シャワールームは数が限られているため、混雑時、長時間占有しないでください。また環境に配慮し、節水を心がけてください。
5. ロッカーに貴重品は入れないで下さい。盗難などの被害があっても、店舗及び運営会社は一切の責を負いません。貴重品の管理は利用者自身で行ってください。
6. ロッカーに食糧、生物、危険物、その他漏水の原因となるもの、臭いの発生原因となるものは入れてはいけません。これらが原因となり、店舗、利用者または第三者が被害をこうむった場合は、所有者の責により賠償に応じなければなりません。漏水、または悪臭が発生した場合、店舗スタッフは、利用者の許可なくロッカーを開けて問題解決にあたることができます。
7. ロッカーの鍵を紛失した場合、再発行手数料として実費を頂戴します。
8. 忘れ物をした場合、店舗スタッフに申し出てください。保管可能な忘れ物については店舗が2か月間保管しますが、汚れた衣服、保管に耐えないものは店舗の判断により廃棄します。廃棄費用は利用者の負担とし、廃棄後の異議申し立ては一切認めません。
9. 宿泊の利用者を除き、店舗の営業時間外の利用は一切できません。

第 16 条 （不可抗力事由による途中終了）

貸出期間中、天災その他の店舗および利用者のいずれの責にも帰さない不可抗力の事由により、貸出商品が使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。この場合、利用者はその旨を店舗に速やかに連絡するものとし、貸出料金が返還されないことを予め承諾します。

第 17 条 （個人情報の利用）

本サービスの利用に関連して当店舗が知り得た個人情報は、別途定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとします。

第 18 条 （信義則）

本規約の内容に疑義が生じた場合、または本規約に記載していない事項が生じた際は、利用者、店舗は、誠意を持って協議し、解決に努めるものとします。

第 19 条 （合意管轄裁判所）

本規約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、店舗を管轄する地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

施行日：令和4年4月18日

個人情報保護方針

activity centre ANDOOR（以下「店舗」といいます）は、個人情報保護法その他関連法令を順守いたします。

- 取り扱う個人情報の紛失、滅失、改ざんおよび漏洩の防止など、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を行います。
- 取得した個人情報は、以下に定める利用目的の範囲内でのみ利用いたします。
- 個人情報保護のために管理体制を継続的に見直し、改善いたします。

1. 個人情報の利用目的

当店舗は、利用者の個人情報を次の目的で取得し利用します。

- (1) 本サービスの利用に際しての利用者としての審査のため
- (2) 当店舗の事業活動及び市場調査等に関する分析・統計のため
- (3) 利用者が本サービスを利用している間における利用者との各種連絡のため

2. 個人情報の第三者への情報提供

- (1) 当店舗は、本条第2項に記載する場合を除き、当該個人のご承諾はない限り、取得した個人データを第三者に提供いたしません。
- (2) 次の場合、当店舗は個人情報を開示・提供することがあります。
 - ① 利用者ご本人の同意がある場合
 - ② 利用者に明示した利用目的達成に必要な範囲で提供する事業者との間で個人情報を共同利用する場合
 - ③ 裁判所、検察庁、警察、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から法令等に則って開示を求められた場合。
 - ④ その他法令等に定める正当な理由がある場合。

3. 個人情報の管理

当店舗は個人情報を適切に管理いたします。

当店舗は、集計業務、発送業務等の業務の委託をする場合、個人情報を適正に管理する能力を有すると認められる者にかかる業務を委託し、委託先との間で適切な守秘義務契約を締結したうえで、個人情報の取扱いを依頼します。

4. 個人情報の開示・削除要求への対応

当店舗の保有する個人情報は、ご要請に応じて開示いたします。

開示された個人情報が正確でないとお申し出があった場合、適切な方法で、その内容を確認し必要に応じて情報の追加・変更・訂正または削除などを行います。

施行日：平成29年4月1日

保険について

1. 当店のレンタサイクルはお客様のお怪我等に対応する各種損害保険を付保しており、万一の場合、以下のような保障を受ける事ができます。

保険料はレンタル料金に含まれています。

		補 償
お客様のお怪我	死亡・後遺障害	5,000,000円
	入院保険金日額	5,000円
	通院保険金日額	3,000円

2. 補償限度額を超える損害については、お客様の負担となります。

また、第三者に衝突して怪我をさせてしまうなど、近年自転車事故の損害賠償金は非常に高額になっています。個人賠償責任保険等の加入をおすすめ致します。